

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	伯耆町価格高騰重点支援給付金(調整給付)の支給に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伯耆町は、伯耆町価格高騰重点支援給付金(調整給付)の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳥取県伯耆町長

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	伯耆町価格高騰重点支援給付金(調整給付)支給事務
②事務の概要	デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、令和6年度伯耆町価格高騰重点支援給付金(調整給付)の支給において、以下の事務を行う。 ①確認書の受理 ②確認書に係る事実の審査 ③確認書に対する応答 ④支給の申込みに係る事務 ⑤給付金の決定・支給に関する通知等 ⑥給付金の支払に係る事務 ⑦他自治体間等における給付金受給状況等の適正な事務の執行に必要な事項の照会及び回答
③システムの名称	特別定額給付金システム、住民税システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
定額減税補足給付金対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表の135の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表の主務省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表の主務省令第74条 3. 令和6年デジタル庁・総務省告示第7号 4. 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表の135の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・令和6年デジタル庁・総務省告示第7号 ・公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-3115
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへアクセスが可能な環境について、パスワード認証及び利用するパソコンも限定しており、アクセス可能な職員については、人事異動表及び事務分掌等で適切に管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで、不正アクセスがないことを確認している。 これらのことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月15日	1 関連情報 3 個人番号の利用 ② 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条別表160項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表の135の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表の主務省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表の主務省令第74条 3. 令和6年デジタル庁・総務省告示第7号 4. 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	法令変更による
令和7年1月15日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条別表160項	・番号法第19条第8号 別表の135の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・令和6年デジタル庁・総務省告示第7号 ・公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	法令変更による
令和7年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月15日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	新様式移行による
令和7年1月15日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 判断の根拠 システムへアクセスが可能な環境について、パスワード認証及び利用するパソコンも限定しており、アクセス可能な職員については、人事異動表及び事務分掌等で適切に管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで、不正アクセスがないことを確認している。これらのことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式移行による